

居宅介護支援サービス重要事項説明書

当事業所があなたに説明すべき事項は以下のとおりです。

1 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

社会医療法人杏嶺会が開設する介護保険相談センターもりもと指定居宅支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- (1) 事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行い、利用者等に対して医療と介護の連携強化のため、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを事業所の介護支援専門員に義務付ける。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うとし、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることや当該事業者を計画に位置付けた理由を求めることが可能である旨、利用者やその家族に説明することを事業所の介護支援専門員に義務付ける。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設との連携に努めると共に、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護支援サービスが継続できるよう計画を策定し、研修及び訓練を実施する。
- (5) 居宅介護支援事業の特定事業所加算Ⅱの事業所として法令遵守につとめ 24 時間の連絡体制の確保、主任介護支援専門員を配置し、事業所内で伝達及び技術向上目的とした会議を定期開催する。
- (6) 地域包括支援センターからの支援が困難な事例を紹介された場合においても、積極的な居宅介護支援の提供に努める。
- (7) 地域包括支援センターが主催する事例検討会などに参加に努める。
- (8) 介護支援専門員の質の向上の取り組みとして実習生の受け入れ体制を確保する。
- (9) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

2 職員の職種及び、人数、及び職務内容

管理者 介護保険相談センターもりもと 稲垣 美子（事業所管理者、主任介護支援専門員）

管理者は事業所の従業員の管理及び、業務の管理を一元的に行うと共に、介護支援専門員に対し、資質向上のため計画的に研修の実施を図る。

介護支援専門員 5 名（常勤専従職員 5 名）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

3 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間

月曜日から金曜日午前 8 時 30 分～午後 17 時 20 分

土曜日 午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分

休業日日曜祝祭日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

夜間、休業日の緊急な相談に対応するため職員が交代で携帯電話を所持し 24 時間の連絡体制を確保。（緊急でない御用件は後日営業時間内に対応させていただきます。）

4 通常の事業実施地域

一宮市、稲沢市（国府宮・赤池・治郎丸・下津）を区域とする。

5 ケアサービスの提供方法

利用者の相談を受ける場所 当事業所内相談室及び利用者の自宅。

介護保険の申請代行、介護保険認定調査、ケアプラン作成、サービス事業者、関係機関の連絡調整、主治医との連携、サービス担当者会議の開催。特段の事情がない限りの月 1 回の居宅訪問、モニタリング、担当利用者が要支援状態になった場合に地域包括支援センターの業務委託された場合に予防プランの作成。

6 利用料

《居宅介護支援費》

介護報酬上の告示額（詳細別紙参照）

《交通費》

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

実施地域を越えてから片道 10 km 未満 500 円・実施地域を越えてから片道 10 km 以上 1000 円

7 苦情申し立て先

当該事業所	窓口担当者	稲垣 美子（管理者）	電話（0586）52-3571
一宮市役所		介護保険課	電話（0586）85-7017
稲沢市役所		高齢介護課	電話（0587）32-1111
愛知県国民健康保険連合会		苦情相談窓口	電話（052）971-4165

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらしません。

事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないよう必要な処置を講じます。

事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合には利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することが出来ます。

※ 私は、本書面に基づいて当該事業所の職員（ ）から重要事項の説明を受けたことを確認し、署名します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

(親族代表者・署名代行者) *該当を○で囲む

住 所

氏 名

続柄 ()

事業所 社会医療法人杏嶺会 介護保険相談センターもりもと

代表者 上林 弘和

所在地 愛知県一宮市森本二丁目 21 番 5 号

電話 (0586) 52-3571 F A X (0586) 52-3572

(一宮市指定 第 2372206264 号)